



義務対象事業者

こども性暴力防止法の施行までに必要な対応

こどもまんなか
こども家庭庁

令和8(2026)

※1 各種ひな型・参考資料については別紙1を参照。

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

国からの
周知資料等

▲
ガイドライン
(1月9日)

△
まとめ登録
マニュアル

- 研修教材
- 周知啓発資料
- 報告・対応ルールひな型
- 事務手順マニュアル

▲
法施行
(12月25日)

システム
登録

☐ GビズID取得【4月末まで】
(法人・運営者等で取得)

☐ 国からの確認に対応
【必要に応じて随時】

☐ 権限設定準備
【12月上旬まで】

☐ 事業者情報登録【指定の期限まで】
(施設・事業所から所轄庁に登録)

☐ 権限設定

犯罪事実
確認・
防止措置

☐ 制度についての従事者等への周知（犯罪事実確認の対象になる旨など）

☐ 対象従事者の範囲、不適切な行為の範囲の検討・確定

☐ 就業規則の見直し（不適切な行為の範囲、懲戒事由等）、採用募集要項等の見直し

※2 詳細は別紙2参照

☐ 採用過程での性犯罪前科の事前確認

※2 詳細は別紙2参照

☐ 現職者の犯罪事実確認の工程表作成【R9.1中旬まで】

※3 教育委員会のみ

安全確保
措置

☐ 体制整備（相談窓口設置・周知等）

☐ 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知【ひな型公表後速やかに】

☐ 従事者向け研修の計画策定・実施【教材の公表後速やかに】

☐ 児童等・保護者向け周知・啓発【資料の公表後速やかに】

情報管理
措置

☐ 情報管理規程の作成、規程に沿った情報管理体制の整備

☐ 情報管理担当者向け研修の実施【教材の公表後速やかに】

その他

☐ （委託・指定管理等を行っている場合）役割分担の検討

☐ 事業者向け研修の受講【教材の公表後速やかに】